

「H30年度 週休2日モデル工事の試行要領」に関する補足資料

1. 工期の延長手続きの方法（試行要領の4の②工事工期の措置）

受注者が週休2日を実施する工程を立て必要工期を算出し、工期延長が妥当と判断される場合は、工期の契約変更を行う。

工期変更の手続きは、長崎県建設工事執行規則第18条に基づき、受注者が様式第11号「工期延長申込書」により行うこととする。

契約変更後、変更した工期における施工計画書を提出し、工事を実施する。

必要工期の算定にあたっては、日当たり標準作業量を考慮して検討を行うこと。なお、受注者の都合による工期延長を安易に認めるものではないことに注意すること。

2. 試行対象工事の金額（試行要領2）

試行対象工事の1,000万円は、消費税を含む設計額のことです。

3. 試行対象工事（試行要領2の②のア「災害復旧工事」）

週休2日モデル工事の対象外とするのは、災害復旧工事に限ることとし、法面工事等の防災に関する工事内容であっても週休2日モデル工事の対象としてください。

4. 試行対象工事（試行要領2の②のウ「…工期に制約がある工事」）

供用を控える等工期に制約がある工事とは、発注者が道路開通時期を定めているなど、週休2日に取り組むことによる工期延長ができない場合を想定しています。

5. 祝日、夏季休暇、年末年始休暇の取り扱いおよび閉所状況の確認方法

（試行要領2の④、⑤、および試行要領4）

別添資料を参照してください。